

(別紙)

改正案	現行
<p data-bbox="421 304 824 368">子育てエコホーム支援事業補助金 交付規程</p> <p data-bbox="808 403 1106 467">令和6年1月17日作成 令和6年2月29日改正</p> <p data-bbox="143 584 398 616">第1～第16 (略)</p> <p data-bbox="143 652 441 684">第17 取得財産の処分</p> <p data-bbox="143 687 1106 975">エコホーム支援事業者及び共同事業者は、本補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助事業完了後10年間は国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）。<u>ただし、災害又は火災により使用できなくなった場合、立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄に該当する場合には、別表3に定める財産処分承認申請書を本事務局に提出することによって、承認を受けたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="143 1011 423 1043">第18～第26 (略)</p> <p data-bbox="143 1080 203 1112">附則</p> <p data-bbox="143 1115 719 1147">この規定は、令和6年1月17日から適用する。</p> <p data-bbox="143 1150 203 1182">附則</p> <p data-bbox="143 1185 730 1217">この規定は、令和6年2月29日から適用する。</p> <p data-bbox="143 1254 293 1286">別表 (略)</p>	<p data-bbox="1429 304 1839 368">子育てエコホーム支援事業補助金 交付規程</p> <p data-bbox="1823 403 2121 467">令和6年1月17日作成 新設</p> <p data-bbox="1144 584 1400 616">第1～第16 (略)</p> <p data-bbox="1144 652 1442 684">第17 取得財産の処分</p> <p data-bbox="1144 687 2107 879">エコホーム支援事業者及び共同事業者は、本補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助事業完了後10年間は国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）。<u>新設</u></p> <p data-bbox="1144 1011 1424 1043">第18～第26 (略)</p> <p data-bbox="1144 1080 1205 1112">附則</p> <p data-bbox="1144 1115 1720 1147">この規定は、令和6年1月17日から適用する。</p> <p data-bbox="1144 1150 1205 1182">新設</p> <p data-bbox="1144 1254 1294 1286">別表 (略)</p>